

第1章

計画の 基本的な考え方

【1】 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次世代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。また、平成27年3月には、条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」を策定し、区民ニーズを反映した各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取り組みを進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」では対象ではなく、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで支援対象を拡大し、様々な機関が連携して、それぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築しました。そして、年齢階層で途切れることのない継続的な支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題化していた子どもの貧困問題に対応するため、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取り組みの方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月には、「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性や、「子どもの権利推進計画」を含めた、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国では歯止めのかからない少子化の進行や人口減少、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するため、「こども家庭庁」を設置しました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。
- また、平成29年4月に施行された改正児童福祉法により特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、豊島区においても令和5年2月、新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、子ども・若者を始めとする計画対象への意見聴取を踏まえて、「子ども・若者総合計画」に、こども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」や区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を特定課題に対応した計画として盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。

【 2 】 計画の位置付け・他の計画との関連

1

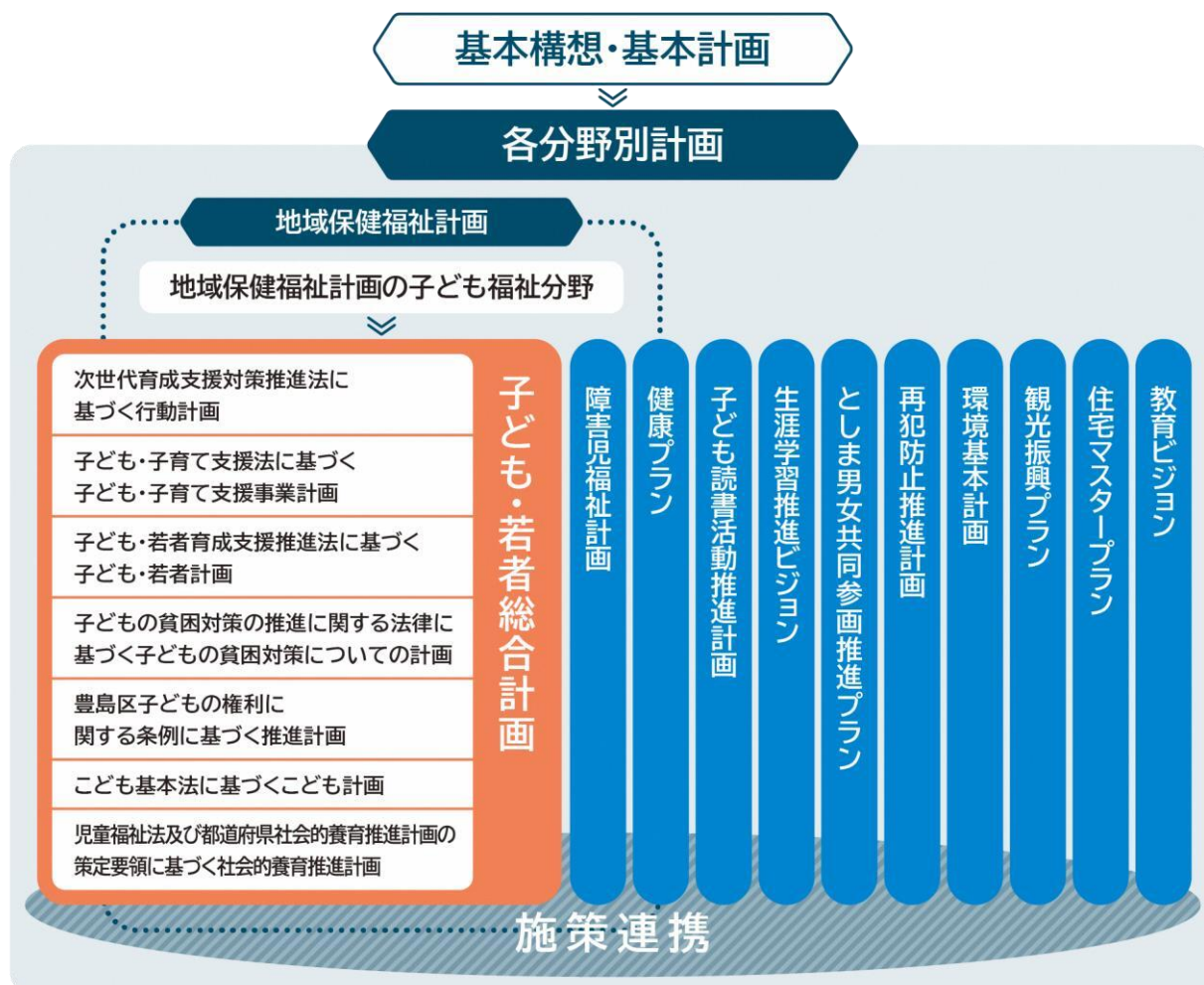
関係法令との関係

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第30条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

2

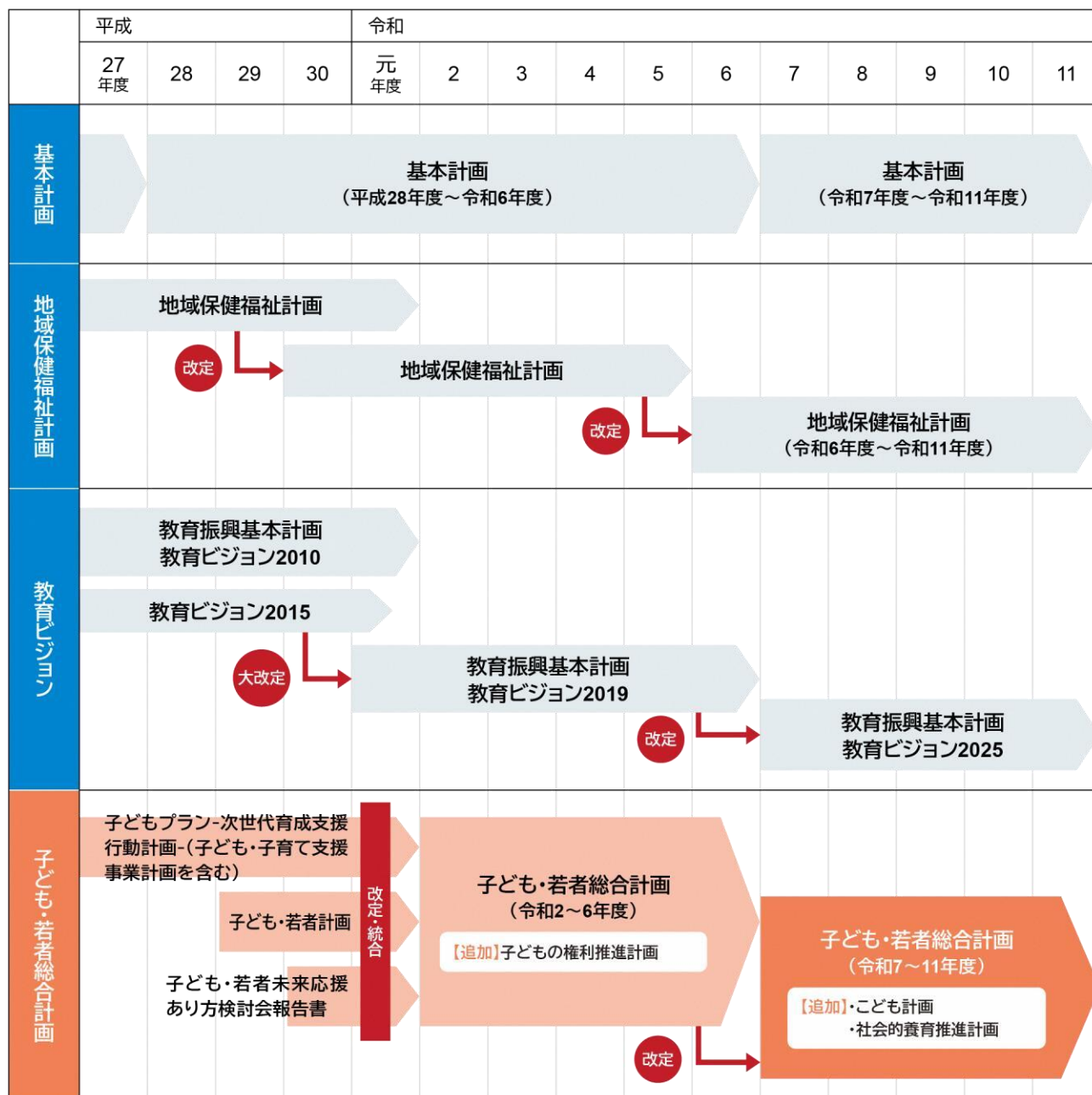
区の関連計画との関係

- 本計画は、豊島区基本構想・豊島区基本計画の子ども・若者分野の計画として位置付けます。
- また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けます。



3 計画期間

- 子ども・若者総合計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



資料編

資料編

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者
	保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

